

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	医療福祉費支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、医療福祉費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

医療福祉費支給に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

## 評価実施機関名

筑西市長

## 公表日

令和5年7月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費支給に関する事務
②事務の概要	<p>茨城県医療福祉対策要綱及び筑西市医療福祉費支給に関する条例に基づき、医療福祉事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務において取り扱う。</p> <p>①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容等により受給者ごとに分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し、資格の管理を行う。</p> <p>②世帯員の住民税課税状況により、医療費助成対象者の判定をし、受給者証の交付を行う。</p> <p>③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う。</p>
③システムの名称	1. 医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 及び 「筑西市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」 「筑西市医療福祉費支給に関する条例」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 「筑西市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」 「筑西市医療福祉費支給に関する条例」  (情報提供の根拠) なし(※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部 医療保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 医療保険課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か			<p>[ 特に力を入れている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査			
実施の有無		[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発			<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

变更箇所